

学生健康診断を受けるにあたって

■感染防止に関する注意事項

◆ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の方は受診をお断りしています。

1. 下記のような風邪症状が持続している方

発熱（平熱より高い体温）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状

*症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。

2. 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温）のあった方

3. 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触などの事由で、待機期間中の方

4. 新型コロナウイルスに感染した疑いがあり、自主的に自宅待機している方

5. 日本へ帰国・入国した方で、検疫所から待機期間等の指示があった方

6. 上記1, 3, 4, 5のいずれかに該当する同居家族がいる方

◆ 健診会場でのお願い

- ✓ 健診中は各自マスクをきちんと着用してください。
- ✓ 健診会場では、設置されたアルコールで適宜手指消毒をしてください。アルコールを使えない方は、トイレ等に設置しているハンドソープで手洗いをしてください。
- ✓ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力ください。
- ✓ 窓や扉を開けて換気するので各自衣類で温度調整ができるように上着等を準備してください。（ただし着脱しやすい服装）
- ✓ 会話は必要最小限にしてください。

■胸部エックス線検査について

新入生は全員検査を受けてください。それ以外の方は基本的に希望者のみの実施となります。ただし、前年の健康診断で経過観察と判定されている人は、必ず今年度の検査を受けてください。

また、以下の場合、胸部レントゲン検査を推奨します。

1. 咳や痰、息苦しい、胸が痛いなどの症状がある。
2. 就職活動、実習等で胸部エックス線検査を含む健康診断書が必要となる。

※ 胸部エックス線検査における被曝量はおよそ 50 マイクロシーベルトです。これは国際放射線防護委員会が勧告する一般人の線量限度（年間1ミリシーベルト）の約 1/20 です。学校保健安全法においては、大学入学時に検査することが必須とされています。

■滋賀大学保健管理センターにおける個人情報保護について

滋賀大学保健管理センターでは、疾病を予防し心身の健康管理を行うために、利用者の方々の個人情報を下記の目的に利用します。個人情報の取り扱いは、「個人情報の保護に関する法律」、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」、「国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本規程」に基づき、細心の注意を払っています。当センター職員はもちろん、健康情報を扱う職員にも守秘義務があることを徹底し、個人情報の漏洩のないよう万全の体制をとっています。当センターにおける個人情報の取り扱いについて、お気づきの点がございましたら遠慮なくご指摘下さい。

■滋賀大学保健管理センターにおける個人情報の利用目的（抜粋）

（詳しくは、滋賀大学ホームページ - 保健管理センターの概要に掲載していますので参照ください。）

● 健康診断結果

- ☆ 当センターにおける診療、健康相談等のサービス提供
- ☆ 健康診断証明書、諸証明書発行
- ☆ 医療機関への紹介、医療機関からの照会への回答
- ☆ 専門家の意見、助言を求める場合
- ☆ 疾病発症予防、健康管理（生活習慣病等）

なお、他の医療機関でのデータ（人間ドック受診結果等）は健康診断として利用しています。

● 法令上必要な届出

- ☆ 感染症予防法、学校保健安全法、労働安全衛生法等で届出の必要なもの

● その他

- ☆ 外部監査機関への届け出
- ☆ 当センター業務の維持、改善のための基礎データ
- ☆ 個人を特定しない集計等
- ☆ 診療・健康相談・メンタルヘルス相談・カウンセリングの質の向上のための、個人を特定できない形での事例検討・研究

《付 記》

1. 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等することが可能です。

滋賀大学保健管理センター
（更新日 2023.02.22）

保健管理センター分室（大津キャンパス） TEL：077-537-7709
保健管理センター（彦根キャンパス） TEL：0749-27-1024